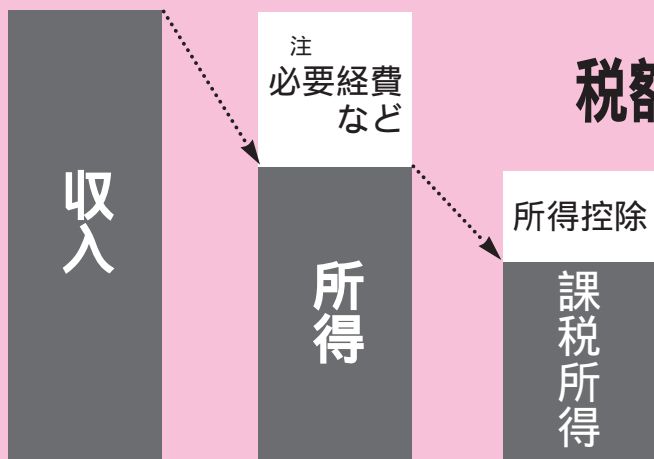


# 税額の計算方法



× 税率 = 税額

注  
給与所得者のかたは給与所得控除、公的年金等を受けているかたは公的年金等控除を含みます。

課税所得	市民税・県民税の税率(所得割)
200万円以下	5% [市民税3% + 県民税2%]
200万円超700万円以下	10% [市民税8% + 県民税2%]
700万円超	13% [市民税10% + 県民税3%]

## 扶養控除などをお忘れなく

上の図でもわかるように、市民税・県民税(所得割)は、収入から必要経費や所得控除を差し引いた所得(課税所得)に税率をかけて算出されます。受けられる控除を申告すれば、その分、税の負担が少なくなります。ここでは所得控除の中でも控除額の大きい扶養と障害者に関する控除について説明します。

### 配偶者控除・配偶者特別控除

申告者本人が扶養している配偶者の所得(上図の 印部分)が38万円以下(パート収入のみのかたを例にとると、年収で103万円以下のかたが該当します)の場合は、33万円の配偶者控除が受けられます。さらに申告者本人の所得が1,000万円以下の場合、配偶者の所得に応じて下記のような配偶者特別控除も受けられます。

配偶者の所得と申告者本人の控除額の関係

(単位：円)

配偶者の所得	10万未満	10万1520万未満	15万2025万未満	20万2530万未満	25万3035万未満	30万3538万未満	35万38万	38万3845万超	45万5055万未満	50万5560万未満	55万6065万未満	60万6570万未満	65万7075万未満	70万7576万未満	75万76万	76万以上
	申告者本人の控除額	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者控除	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者特別控除	33万	28万	23万	18万	13万	8万	3万	0	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万
合計	66万	61万	56万	51万	46万	41万	36万	33万	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万

(注)老人配偶者(昭和6年1月1日以前に生まれたかた)の配偶者控除は38万円になります。

### 扶養控除

所得(上図の 印部分)が38万円以下の生計を共にしている親族を扶養している場合に受けられる控除は下記のとおりです。

区分	要件	控除額
特定扶養親族	昭和53年1月2日～昭和60年1月1日に生まれたかた	45万円
老人扶養親族	昭和6年1月1日以前に生まれたかた	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、申告者本人または配偶者の両親・祖父母などで、同居しているかた	45万円
一般の扶養親族	上記以外の親族	33万円

(注)親族を他のかたと重複して扶養控除の対象とすることはできません。

### 障害者控除

申告者本人や、所得が38万円以下の扶養親族などが障害者の場合に受けられる控除は下記のとおりです。

区分	要件	控除額
特別障害者	身障手帳1～2級、療育手帳A級などのかた	30万円
普通障害者	身障手帳3～6級、療育手帳B級などのかた	26万円

(注)申告者が扶養している特別障害者が、申告者または申告者と生計を共にしている親族と同居している場合、控除額に23万円を加算できます。

Look!

国民年金保険料は全額社会保険料控除になります

平成12年1月から12月までに納めた国民年金保険料は、社会保険料控除の対象となります。忘れずに申告してください。